

報告事項

第19号予備費の充用について

協議会事務局職員の増員に伴い、必要となった経費の予備費充用について報告がありました。

第20号 第3回新市名候補選定小委員会報告

第22号 第4回新市名候補選定小委員会報告

第21号 第6回新市建設計画策定小委員会報告

第24号 第7回新市建設計画策定小委員会報告

第24号 第3回新市の事務所的位置検討小委員会報告

各小委員会の開催結果について、各委員長から報告がありました。詳細は小委員会開催状況をご覧ください。

審議事項

協議第10号(継続)地方税の取扱い(その1)について

第4回合併協議会に提案され継続協議となっていた案件について引き続き協議を行いました。

委員 固定資産税の評価についての問題はないが、評価についての問題は、市街化調整区域の農地を含めて、評価基準を見直す必要が生じて来るのではない

か。

事務局

土地評価については、鑑定人を入れて路線価方式及び基準地からの比準方式により差が無い方法で行っており、大きな差は無く、基本的な問題はない。ただし、行政体が必要となる場合があると思われ。

委員 法人税については、丹原町、小松町には中小企業が多く、増税になることを懸念している。不況の中の経営であり、増税とならない方法はないか。市町村の合併に関する法律では、5年間の不均一課税も認められているが、適用できないか。

事務局 法人市民税は、法人税割を制限税率としても、均等割が統一されることによる減収の方が大きく、全体でも減収となる。法人税割の不均一課税は、制度的には可能であり、調整方針でも平成16年度中は不均一としている。しかし、平成17年度からは負担公平の原則から、制限税率に統一する調整案にしている。

現在の県下12市は全て制限税率を採用している。

審議の結果、再度継続審議となりました。

協議第11号(新規) 使用料・手数料の取扱い(その1)について 次のとおり調整方針案が提案されました。

手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

調整方針案は継続協議となりました。

協議第12号(新規) 地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり調整方針案が提案されました。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。

委員 所掌事務中の「その他市長が認める事項」「審議会は必要と認める事項について審議し」とあるが、どういう場合を示しているのか。

事務局 所掌事務中の「その他市長が必要と認める事項」は、新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項のほか、地域に関連する事項を市長が諮問することが

できる規定であり、「審議会は、必要と認める事項について審議する」とは、審議会が独自に施設の管理面や福祉施策、ゴミ処理方法などの環境に関することなどを協議して、市長に意見を述べることでできる規定である。

委員 設置期間が10年であるが、長いのではないか。

事務局 設置期間を10年間としているのは、新市建設計画の計画期間を10年間としていることに対応させたからである。

委員 委員の人は選はどうするの

事務局 委員の選任は、新市施行後において各地域審議会として選任することとなる。

委員 議会の議決を求めるとあるのはどういふことか。設置

は義務づけられているのか。

事務局 地域審議会を設置するかどうかは任意であり、地域住民の合併に伴う不安を払拭するため、地域ごとの必要に応じて設置することとし、あらかじめ合併関係市町村の議会の議決を経ることとされている。

調整方針案は継続協議となりました。

協議第13号新市将来構想について 新市建設計画策定小委員会で審議された「新市将来構想」がましまり、報告書が提出され、審議を行いました。

調整方針案は継続協議となりました。

地域審議会とは……

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が遠くなることを懸念して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として設けられました。

地域審議会は、合併市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べる事ができる、合併市町村の付属機関です。

今回提案された地域審議会の内容は、次のとおりです。

- 設置期間……平成27年3月31日まで
- 委員数……各審議会15名以内で構成される。
- 審議内容……①新市建設計画の変更に関する事項
- ②新市建設計画の執行状況に関する事項
- ③その他市長が必要と認める事項